

カトリック唐崎教会小教区評議会規約

1. 小教区評議会

1-1 名称

名称は「カトリック唐崎教会小教区評議会」とします。

1-2 設置の目的

小教区評議会は、一人ひとりの信仰を育み神の国を実現するために、小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」に基づく運営を行うことを目的とします。

1-3 主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれます。

1-4 評議員

役員、各部会代表者、各任意団体代表者

1-5 小教区評議会の会合

小教区評議会の会合は、ブロック担当司祭団が評議員を招集して2ヶ月に1回開催されます。

臨時に開催されることもあります。

議題、司会者、書記はブロック担当司祭団と役員で協議して決められます。

1-6 審議事項

1. 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
2. 宣教司牧に関する基本方針に基づく年間行事の決定。
3. 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
4. 各部会、任意団体の設置や改変。
5. 「小教区評議会規約」の改正
6. その他の重要事項。

1-7 審議決定と承認

出席評議員の合議により、福音の精神による対話を大切に、結論を出します。

決定事項はブロック担当司祭団の承認を経て実行されます。

2. 役員

2-1 役割

役員はブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなって、小教区全体の運営について調整する信徒の代表者です。

2-2 任務

1. 役員はブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなって、小教区全体の運営について調整します。役員は原則として毎月担当司祭団と打合せを行います。
2. 役員は小教区評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行います。
3. 役員は小教区の代表としてブロック会議や地区協議会に出席します。役員が出席できない場合は代理をたてることができます。

2-3 役員の数

役員の数とは原則として3～5名とします。

2-4 選出と任期

役員または部会の代表者からの推薦があり、本人の承諾を得られた人が役員候補者となります。

役員候補者を希望する人は、いずれかの部会の代表者または役員に申し出ます。

小教区評議会は役員候補者の中から新役員を決定します。

任期は2年とし、再任もよいことにします。

役員の任期は小教区全体集会終了後から2年後の小教区全体集会までとします。

役員に欠員がでた場合は、上記の手順に従い選出します。任期は残りの期間とします。

2-5 任命

ブロック担当司祭団が役員を任命します。

3. 部会

3-1 役割

部会は小教区評議会で決定された小教区の方針にしたがって、活動する執行機関です。

3-2 設置部会

唐崎教会では教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部、社会活動部を設置します。

部会の設置と廃止は小教区評議会で決定されます。

部会の業務分掌は、別に定めて公示します。

3-3 部会への加入

小教区の活動や奉仕業務を、一部の信徒に任せるのではなく、信徒全員が一人一役を徹底し、より機能的に活動するために、信徒全員が何れかの部会に属します。

部会への加入・退会は本人が部会の代表者に届け出るものとします。複数の部会への所属も可とします。メンバーの任期はありません。

財務部の全てのメンバーは、ブロック担当司祭団と役員が協議して候補者を選出し、小教区評議会で協議の上、ブロック担当司祭団が指名します。

3-4 部会の代表者

各部会は1名ないし2名の代表者を選出します。役員は部会の代表者にはなれません。

各部会の代表者は小教区評議会で評議員として出席します。

小教区評議会で代表者が評議員として出席できない場合は代理をたてることができます。

各部会の代表者の任期は2年とし、再任もよいことにします。

各部会の代表者の任期は小教区全体集会終了後から2年後の小教区全体集会までとします。

3-5 部会の会合

部会の会合は、部会の代表者の召集によって原則として2ヶ月に1回以上開催されます。

4. 任意団体

任意団体の設置と廃止は小教区評議会で決定します。

各任意団体は代表者1名を選出します。代表者は小教区評議会で評議員として出席できます。

5. 小教区総会

5-1 小教区総会

小教区総会は信徒が誰でも参加できる、また参加すべき集会です。

小教区総会は小教区評議会で決定された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べることができる機会とします。

小教区総会で提案された意見は小教区評議会で審議されます。

5-2 開催

ブロック担当司祭団が小教区総会を原則として毎年2月最初の日曜日に招集します。他に、必要に応じて臨時で招集することがあります。

小教区総会の議事進行は役員が行います。

6. 会計監査

会計監査をブロック担当司祭団の指名により複数名置きます。

7. 実施規定

この規約に規定するものを除くほか、この規約の施行に関し必要な事項は別に規定で定めます。

別に定める規定は小教区評議会で承認します。

附則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効します。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ ハウに 大塚喜直

